

**外部サービス利用型特定施設入居者介護  
重要事項説明書**

広島県三原市久井町江木161番地1  
**亀甲園特定施設入居者介護事業所**

令和6年6月

# 外部サービス利用型特定施設入居者介護重要事項説明書

1 当施設はご契約者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者介護サービスを提供します。施設の概要及び介護サービスの内容、その他注意事項について以下のとおり説明します。

## 2 サービスの内容

### (1) 基本サービス

①利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを利用する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

### (2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介助、機能訓練、療養、その他日常生活の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

#### (1) 指定訪問介護

名称 亀甲園指定訪問介護事業所

所在地 広島県三原市久井町江木161番地1

#### (2) 指定訪問看護

名称 訪問看護ステーション楓

所在地 広島県三原市和田2丁目29番6号

#### (3) 指定通所介護

① 名称 三原市社会福祉協議会 デイサービスセンター久井

所在地 広島県三原市久井町和草1906-1

② 名称 亀甲園デイサービスセンター

所在地 広島県三原市久井町江木510番地

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業者がその都度委託する事業者により提供します。

指定訪問入浴介護、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定福祉用

## 具貸与、指定認知症対応型通所介護

### (3) 設備の使用、手続きならびに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

#### ①居室

当施設は個室（20室）、2人部屋（25室）、静養室（2室）です。

入所前の面接により、居室を決定しますが、入所後、利用者の状況に応じて居室変更することがあります。

#### ②居室移動に関する事項

(ア) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次に各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境がより適切なサービス提供をする合理的な理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等がより適切な当該サービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービスを提供するうえで他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 その他すでに利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

(イ) 事業所は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(ウ) 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。

(エ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。

(オ) 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。

(カ) 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

#### ③食事

朝食 7：45分～

昼食 12：00～

夕食 18：00～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理いたします。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談して下さい。

④入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談して下さい。

⑤その他日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って行います。

#### ⑥機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日ごろの生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談して下さい。

#### ⑦健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、協力病院（内科、外科、整形外科、眼科、歯科、精神科）への外来受診をいたします。また、原則毎週1回、協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。なお、協力病院以外への外来受診は、原則として、ご家族に実施していただきます。（介助が必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用が掛かる場合があります。）ただし、夜間の緊急外来は除きます。

### （4）他のサービス

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

#### ①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申し出ください。（料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。）

#### ②所持品の管理

居室スペースに置くことのできない所持品を管理室にてお預かりします。金銭管理等については、自己管理が不可能な方、金銭管理を依頼される方については個別の金融機関の口座により管理します。

#### ③レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

#### ④ショッピング

毎月1回、ショッピングの機会を設けます。業者による嗜好品の訪問販売または外出によるショッピングを実施します。ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。（料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。）

## ⑤家族会

利用者ご家族の親睦、交流のための会です。会費は年間1000円です。

## 3 利用料金

### (1) 保険が適応される基本料金（報酬告示関係 1単位：10円）

#### ①基本サービス利用料

一日当たりの料金 84単位：840円

一日当たりの利用者負担 84円 障害者等支援加算 20単位

#### ②受託居宅サービス利用料（報酬告示関係 1単位：10円）

利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

#### ア 「指定訪問介護」の料金

身体介護が中心である場合（1サービス利用あたり）

所要時間	単位数（料金）	利用者自己負担額
15分未満	94単位（940円）	94円
30分未満	189単位（1,890円）	189円
45分未満	256単位（2,560円）	256円
1時間未満	341単位（3,410円）	341円
1時間15分未満	426単位（4,260円）	426円
1時間30分未満	511単位（5,110円）	511円

1時間30分以上については、548単位に所要時間から計算して所要時間を15分増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は料金の1割の額です。

生活援助が中心である場合（1サービス利用あたり）

所要時間	単位数（料金）	利用者自己負担額
15分未満	48単位（480円）	48円
30分未満	94単位（940円）	94円
45分未満	142単位（1,420円）	142円
1時間未満	190単位（1,900円）	190円
1時間15分未満	214単位（2,140円）	214円
1時間30分未満	256単位（2,560円）	256円

#### 通院等乗降介助

1回の料金 85単位（850円） 利用者の負担額 85円

イ 「指定通所介護」(通常規模型：7時間以上8時間未満)

要介護度	単位数(料金)	利用者自己負担額
要介護1	592単位(5,920円)	592円
要介護2	699単位(6,990円)	699円
要介護3	810単位(8,100円)	810円
要介護4	921単位(9,210円)	921円
要介護5	1033単位(10,330円)	1,033円

ウ 「指定訪問看護」(指定訪問看護ステーションの場合)

訪問時間	単位数(料金)	利用者自己負担額
20分未満	283単位(2,830円)	283円
30分未満	424単位(4,240円)	424円
30分以上1時間未満	741単位(7,410円)	741円
1時間以上 1時間30分未満	1015単位(10,150円)	1,015円

エ 「指定訪問入浴介護」

回数	単位数(料金)	利用者自己負担額
1回につき	1139単位(11,390円)	1,139円

オ 「指定訪問リハビリテーション」(病院又は診療所)

日数	単位数(料金)	利用者自己負担額
1回につき	277単位(2,770円)	277円

カ 「指定福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額。利用者自己負担額はその料金の1割の額です。

キ 「加算」

所要時間	単位数(料金)	利用者自己負担額
サービス提供体制加算(I)	22単位(220円)	22円
介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位の12.8%	左記の一割

(2) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

特定施設入居者生活介護にかかる利用料（実費）

①特別な介護費用

おむつ代（個別の対応として必要とされるもの）

②生活支援費

各行政機関への手続き手数料

③その他

・理美容代（直接理美容業者へお支払いください。）

・日用品等購入代（直接業者へお支払いください。）

(3) 支払い方法

金銭管理依頼をしている利用者は、当月請求書を毎翌月20日に利用者名義の口座から。「亀甲園サービス口座」を経由して銀行振り込みにてお支払いいただきます。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

金銭管理について自己管理をしている利用者、もしくはご家族が管理されている利用者については、当月請求額を毎翌月20日までに、当施設が指定する口座に振り込んでいただきます。

#### 4 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情窓口

担当 事務担当 勘家 啓子 電話（0847）32-6050

受付時間：営業日の午前8時30分～17時30分

(2) 苦情解決責任者

担当 管理者 國廣 隆

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 処理体制

亀甲園外部サービス利用型指定特定施設では、土、日及び夜間も事務所連絡体制により、24時間、苦情の申し込み受付の即応体制を確立します。事業所従事者の支援等行動中の連絡は携帯電話で対応することとします。

② 手順の対処要綱

利用者（苦情申出） → 窓口勤務者受付（事情聴取） → 苦情把握（受付担当者及び解決責任者への報告） → 苦情処理書の作成（制度への質問は省く） → 対策案の検討（緊急対応） → 対策案を利用者に確認（原則文書） → 対策案の実施（事業所） → 実施状況を利用者に確認 → 再発防止策の策定 → 事業者、従事者への指導 → 苦情処理書に記載（施設内研修及び処遇改善へ反映）

③ その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員(事業所入口に氏名・住所を掲示してあります。)

また、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

(苦情申立の窓口)

第三者委員 米持 清	住所：三原市久井町江木514番地5 電話番号：0847-32-7043
第三者委員 川野 さとみ	住所：三原市久井町吉田43番地1 電話番号：0847-32-7775
三原市 高齢者福祉課	住所：三原市港町三丁目5番1号 電話番号：0848-67-6240 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)
尾道市 高齢者福祉課	住所：尾道市久保一丁目15番1号 電話番号：0848-38-9440 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)
世羅町 福祉課	住所：世羅郡世羅町大字本郷947番地 電話番号：0847-25-0072 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)
広島県国民健康保険 団体連合会	住所：広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号：082-554-0782 受付時間：午前8時30分～17時15分 (土日祝は休み)

1 4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

当事業所の外部サービス利用型特定施設入居者介護サービスにあたり、利用者に対して契約書並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 三原市久井町江木 161 番地 1  
代表者 社会福祉法人亀甲会  
理事長 池田 元 印

説明担当者 氏名 勘家 啓子

利用者並びに保証人は、契約書並びに本書面により、事業者から外部サービス利用型特定施設入居者介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名  
保証人 住所  
氏名

(署名代行者)

私は、下記の理由により、利用者の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

署名代行  
の理由 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者との  
関係(続柄) \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) — \_\_\_\_\_